

「広島県特別支援教育ビジョン改訂」(案)

～ 多様な学びの場に応じた特別支援教育の充実(仮) ～

目次

I	特別支援教育の理念	1
II	特別支援教育の推進	2
1	支援体制の整備	2
	【 推進方針, 現状, 課題, 今後の取組 】	
	【 指標 】	
2	教員の専門性の向上	7
	【 推進方針, 現状, 課題 】	
	(1) 通級による指導	
	(2) 特別支援学級	
	(3) 特別支援学校	
	【 今後の取組 】	
	(1) 通常の学級	
	(2) 特別支援学級及び通級による指導	
	(3) 特別支援学校	
	【 指標 】	
3	特別支援学校における教育の充実	10
(1)	障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実等	10
	【 推進方針 】	
ア	特別支援学校の授業の充実	10
	【 現状, 課題, 今後の取組 】	
イ	職業的自立を促進する取組	11
	【 現状, 課題, 今後の取組 】	
ウ	ICTの活用	13
	【 現状, 課題, 今後の取組 】	
エ	医療的ケア	14
	【 現状, 課題, 今後の取組 】	
オ	センター的機能の充実	16
	【 現状, 課題, 今後の取組 】	
(2)	県立特別支援学校の再編整備	18
	【 推進方針, 現状, 課題, 今後の取組 】	
	【 指標 】	

I 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の自立や社会参加を図るため、一人一人の教育的ニーズ（※1）を的確に把握し、その持てる力を高め、障害による生活上や学習上の困難を改善・克服するよう、適切な指導や必要な支援を行うものです。

また、特別支援教育は、特別な支援を必要とする生徒等が在籍する全ての幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（※2）において実施されるものです。

さらに、特別支援教育は、障害のある生徒等への教育にとどまらず、「障害の有無にかかわらず、県民一人一人が、相互に人格と個性を尊重して支え合う共生社会の実現（※3）」の基礎となるものであり、現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っています。

こうした考え方は、障害の有無にかかわらず、生徒等の確かな学力の向上や豊かな心の育成、さらには、現在の学校教育が抱えているいじめや不登校等を含めた様々な課題の解決にも大いに役立つものと考えます。

（※1）現在から未来にわたって豊かな生活を実現するために子供が学校教育に求めていることであり、現時点で、将来に必要と判断される事柄で、子供本人や保護者、教職員、社会のニーズ等を総合的に考察した結果として導き出せるもの。

（※2）本ビジョンにおいての表記は、次のとおりとします。

幼・保・こ・小・中・高等学校等：幼稚園、保育所、認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校

小・中学校等：小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程

高等学校等：高等学校、中等教育学校の後期課程

（※3）本県では、「第4次広島県障害者プラン」に基づき、「全ての県民が障害の有無にかかわらず、広島に生まれ、育ち、住み、働いて良かったと心から思え、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」に向け、障害者施策を推進しています。

Ⅱ 特別支援教育の推進

1 支援体制の整備

【推進方針】

校長のリーダーシップの下、生徒等の多様な教育的ニーズに対応できるよう通常の学級、通級による指導（※4）、特別支援学級及び特別支援学校といった多様な学びの場を充実するとともに、校種間の接続及び関係機関等（※5）との連携・協働により、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備します。

また、障害のある生徒等も障害のない生徒等も、授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、生きる力を身に付けられるようにするとともに、多様性を尊重する心を育む取組の充実を図ります。

さらに、特別支援教育が、教職員はもちろんのこと、保護者や県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進します。

【現状】

- 特別支援学校及び特別支援学級に在籍する生徒等、通級による指導を受けている児童生徒のうち、知的障害及び発達障害がある生徒等が年々増加しており、生徒等の教育的ニーズが多様化している。
- 県に特別支援教育指導委員会を設置し、障害のある生徒等の就学相談支援を適正に行い、特別支援教育の円滑な実施を図っている。また、市町の教育支援委員会の機能化及び適正な就学相談支援のため、市町教育委員会の専門性向上を図る研修等を行っている。
- 校内委員会（※6）の設置や特別支援教育コーディネーター（※7）の指名が、支援体制の整備が遅れていた公立幼稚園及び公立高等学校等を含む全ての公立学校において行われている。

さらに、個別の教育支援計画（※8）及び個別の指導計画（※9）（以下「個別の計画等」という。）の作成についても、特別な支援を必要とする生徒等の在籍校において、一つ以上作成している学校の割合が高まり、おおむね全ての公立学校で特別支援教育を推進するための基本的な支援体制は整備されている。

- 小・中学校等では、特別支援学級に在籍する児童生徒と通常の学級に在籍する児童生徒、特別支援学校では、特別支援学校に在籍する生徒等と幼・保・こ・小・中・高等学校等に在籍する生徒等との交流及び共同学習（※10）を行っている。
- 保護者等に対する支援として、県の特別支援教育の状況や教育相談についての幅広い情報を紹介する教育支援ガイドブックを、県教育委員会ホームページに掲載している。

表1 広島県内の幼・小・中・高等学校等における支援体制整備状況
(各年度9月1日現在)

校種	年度	校内委員会の設置	特別支援教育コーディネーターの指名	個別の教育支援計画		個別の指導計画		実態把握	
				作成済	対象者無しを除く	作成済	対象者無しを除く	実施済	個別の計画等の活用率
公立幼稚園	全国(H29)	93.2%	96.4%	61.7%	78.5%	77.0%	91.8%	97.9%	
	H20	80.0%	81.4%	32.9%	—	52.9%	—	98.6%	
	H29	100%	100%	53.7%	66.7%	80.5%	100%	100%	
	H30	100%	100%	66.7%	100.0%	66.7%	100%	100%	
公立小学校	全国(H29)	100%	100%	88.8%	94.3%	95.9%	99.1%	99.5%	
	H20	100%	100%	75.0%	—	84.1%	—	98.5%	—
	H29	100%	100%	98.2%	99.1%	98.8%	99.7%	100%	60.4%
	H30	100%	100%	97.9%	99.1%	98.8%	100.0%	100%	86.7%
公立中学校	全国(H29)	99.9%	100%	85.6%	93.0%	92.5%	97.9%	98.8%	
	H20	100%	100%	66.1%	—	78.5%	—	94.6%	—
	H29	100%	100%	94.8%	97.6%	97.1%	100%	100%	81.4%
	H30	100%	100%	96.5%	99.4%	96.5%	99.4%	100%	94.8%
公立高等学校	全国(H29)	99.3%	99.9%	37.0%	70.7%	43.6%	78.6%	94.8%	
	H20	60.4%	93.4%	5.5%	—	5.5%	—	41.8%	—
	H29	100%	100%	60.2%	62.5%	94.0%	97.5%	100%	56.6%
	H30	100%	100%	90.4%	97.4%	92.8%	100%	100%	45.8%

※ 単位％は、広島市立を除く全学校（園）数に対する実施済みの学校（園）数の割合を表す。
 ※ 「全国」の欄は政令指定都市を含む平成29年度の文部科学省の調査結果。
 ※ 義務教育学校前期課程は小学校、後期課程は中学校、中等教育学校前期課程は中学校、後期課程は高等学校に含む。
 ※ 公立高等学校については、通信制を除く。
 ※ 個別の教育支援計画及び個別の指導計画における「対象者」とは、特別な支援を必要とする生徒等のことを表す。
 ※ 実態把握欄の「個別の計画等の活用率」とは、実態把握を実施したと回答した学校のうち、実態把握の方法として「前籍校から提供を受けた個別の計画等を活用した」と回答した学校の割合を表す。（広島県の独自調査である。）

表2 障害のある生徒等との交流及び共同学習等実施状況（平成28年度）

	小学校	中学校	高等学校
特別支援学級と通常の学級の交流及び共同学習	87.3%	88.4%	—
特別支援学校との交流及び共同学習（学校間交流）	8.4%	2.9%	5.9%
特別支援学校との交流及び共同学習（居住地校交流）	10.2%	4.6%	0.0%
障害のある人との交流活動	22.0%	16.8%	17.6%

※ 広島市立を除く県内公立学校において交流及び共同学習を行った学校の割合を表す。
 ただし、全日制と定時制を併置する高等学校については、課程別に1校として集計している。
 「学校間交流」とは、小・中学校等及び高等学校等と特別支援学校が学校間で連携して行う交流及び共同学習のことを、「居住地校交流」とは、特別支援学校の児童生徒が居住する地域の小・中学校等及び高等学校等が当該児童生徒を学校に受け入れて行う交流及び共同学習のことを指す。

【課題】

- 多様な教育的ニーズに対応するため、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場の充実と接続が求められている。
- 市町において医療・福祉と連携した早期からの就学相談支援の充実を図るとともに、乳幼児期から学校卒業後までの一貫した指導支援ができる仕組みを構築する必要がある。
- 個別の計画等が、特別な支援を必要とする生徒等全員には作成されておらず、活用状況も十分とはいえない状況にある。（※11）
- 障害のある生徒等の増加、教育的ニーズの多様化を踏まえ、保護者に対する適切な情報提供を行うとともに、市町教育委員会が、適正な就学相談支援を推進していくことができるよう支援していく必要がある。

【今後の取組】

- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といったそれぞれの学びの場の充実を図り、多様性を尊重する心を育むための研修や情報提供を行う。
- 市町教育委員会を対象とした研修を実施し、各市町の就学相談支援体制の強化を図る。また、市町教育委員会からの要請に応じ、実態把握や合理的配慮及び教育的ニーズに係る助言等を行い、市町教育委員会の就学相談支援体制を支援する。
- 幼・保・こ・小・中・高等学校等が、特別な支援を必要とする生徒等全員に対して、個別の計画等を作成するとともに、サポートファイル（※12）や個別の教育支援計画を校種間の接続や関係機関等との連携（※13）において十分活用することにより、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した指導・支援を行うための切れ目ない支援体制を整備する。
- 障害のある生徒等と障害のない生徒等の交流及び共同学習の充実を図る。
- 特別支援教育が、保護者や県民、企業に広く理解されるよう啓発・広報活動を推進する。

（※4）通常の学級に在籍する障害のある児童生徒に対して、主として各教科等の指導を通常の学級で行いながら、障害に基づく学習上又は生活上の困難の改善・克服に必要な特別の指導を特別の場で行う教育形態をいいます。平成30年4月から高等学校等においても通級による指導が制度化されています。

- (※5) 医療、福祉、保健、労働等の関係機関や民間団体をいいます。
- (※6) 各学校において、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、発達障害を含む障害のある生徒等の実態把握や支援方策の検討等を行うために校内に設置する特別支援教育に関する委員会をいいます。
- (※7) 学校等における特別支援教育推進の中核的な役割を担う者として、校長が指名する者をいいます。学校等が特別な教育的支援が必要と判断した生徒等について話し合う校内委員会や特別支援教育に関わる校内研修会の企画・運営をしたり、関係諸機関（療育施設、病院、大学、福祉等）や学校との連絡・調整等を行います。また、保護者の相談窓口として、保護者の悩みを聞いたり、様々な情報を提供したりする役割も担います。（参考：広島県教育委員会「特別支援教育ハンドブックNo. 4」）
- (※8) 生徒等一人一人の教育的ニーズを正確に把握し、教育の視点から適切に対応していくという考え方の下に、関係機関等との連携を図りつつ、乳幼児期から学校卒業後までの長期的な視点に立って、一貫して的確な教育的支援を行うために、生徒等一人一人について作成した支援計画のことをいいます。（平成17年12月18日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」参考）
- (※9) 生徒等一人一人の障害の状態等に応じたきめ細かい指導を行うことができるよう、学校における教育課程、指導計画、当該生徒等の個別の教育支援計画を踏まえて、生徒等一人一人の教育的ニーズに対応して、より具体的に指導目標や指導内容・方法などを盛り込んだ指導計画のことをいいます。「個別の教育支援計画」が乳幼児期から学校卒業後までを通じた長期的な計画であるのに対して、「個別の指導計画」は、目標を学期や学年ごとに設定するなど短期的な計画であるともいえます。また、「個別の教育支援計画」を踏まえて「個別の指導計画」を作成・充実するという関係になります。（平成17年12月18日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」参考）
- (※10) 障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動することをいい、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有するものです。また「交流及び共同学習」は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、この二つの側面を分ちがたいものとして捉え推進していく必要があります。（平成31年3月改訂文部科学省「交流及び共同学習ガイド」参考）
- (※11) 小・中・高等学校学習指導要領の改訂により、特別支援学級及び通級による指導においても個別の計画等の作成が義務付けられたことから、作成に当たり、関係機関等との一層の連携が求められています。また、通級による指導を受けていない通常の学級に在籍する児童生徒においても個別の計画等を作成し、活用するよう努めることが求められています。
- (※12) 平成20年度に広島県が作成した「障害のある人の支援のためのサポートファイル『心をつなぐサポートファイルひろしま 結愛 ～y u i～』」。障害のある人の生育歴やケアの仕方を、乳幼児期から成人期に至るまで継続して記録整理できるファイル形式の記録ノートであり、広島県のホームページからダウンロードが可能です。県内各市町において配付されています（市町独自の様式もあり）。
- (※13) 個別の教育支援計画を活用した関係機関との連携は、次のとおりです。
- ・「関係機関等」としては、例えば、当該生徒等が利用する医療機関、児童発達支援や放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等障害児通所支援事業を行う者（指定障害児通所支援事業者等）、保健所、就労支援機関等の支援機関が考えられます。
 - ・各学校においては、本人や保護者の意向を踏まえつつ、効果的かつ効率的に実施することができるよう、情報共有を図る関係機関等やその方法を決定します。
 - ・個別の教育支援計画の作成時のみならず、当該計画を活用しながら、日常的に学校と保護者、関係機関等とが連携を図ることが望ましいとされています。
 - ・地域においては、相談支援専門員等が、障害のある生徒等の意向を踏まえ、必要な支援を受けることができるよう関係機関等と調整する役割を担っている場合があり、関係機関等との調整に当たっては、そのような人材を活用することも有効であると考えられます。（平成30年8月27日文部科学省初等中等教育局長通知「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」参考）

指標

表3 個別の計画等の作成・活用における数値目標（各年度9月1日現在）

校種	年度	個別の教育 支援計画の 作成率	個別の 指導計画の 作成率	個別の計画等 の活用率	個別の計画等 の有効性
公立幼稚園及び 公立幼保連携型 認定こども園	H30	97.2%	99.5%		
	R10	100%	100%		100%
公立小学校	H30	87.0%	95.8%	86.7%	
	R10	100%	100%	100%	100%
公立中学校	H30	85.7%	94.0%	94.8%	
	R10	100%	100%	100%	100%
公立高等学校	H30	77.4%	88.2%	45.8%	
	R10	100%	100%	100%	100%

※ 作成率は、特別な支援を必要とする生徒等のうち、作成した生徒数の割合を示す。

※ 活用率は、個別の計画等の作成時に前籍校から提供を受けた個別の計画等を活用した学校の割合を示す。

※ 有効性は、作成した個別の計画等が教職員間で共有され、生徒等の実態及び目指す姿に応じた指導に役立った割合を示す。

※ 広島市立を除く。

2 教員の専門性の向上

【推進方針】

生徒等の自立や社会参加に向けて、教員が専門性を高め、生徒等一人一人の教育的ニーズを的確に把握し、その持てる力を高め、生活上や学習上の困難を主体的に改善・克服できるよう、特別支援学校教諭免許状（以下「免許状」という。）（※14）の取得を促進する免許法認定講習（以下「認定講習」という。）や教員長期研修派遣の実施、特別支援教育に関する研修を充実させ、通常の学級を始め、全ての学びの場における指導の充実を図ります。

【現状】

- 小・中学校等の自閉症・情緒障害特別支援学級を始め、特別支援学級や通級による指導の対象となる児童生徒が増加している。
- 認定講習を開催し、免許状の取得を推進している。

【課題】

（1）通級による指導

- 小・中学校等における通級による指導については、実態把握や障害特性に応じた指導、担任との連携等において、通級による指導に特化した研修の機会が少なく、専門性の蓄積が難しい。また、平成 30 年度から制度化された高等学校等における通級による指導についても、担当者の専門性向上を図る必要がある。

（2）特別支援学級

- 小・中学校等の特別支援学級については、学級数の急増や担任交代が早いことによる免許状未保有者の増加から目標の免許状保有率に達していない。また、認定講習の受講率が低い。
- 学級経営や障害特性に応じた指導等、特別支援学級に特化した研修の機会が少ない上、担任交代が早いことや、臨時的任用者が担任をすることがあるなど、地域の中核となる経験豊富な担任が育ちにくく、専門性の蓄積が難しい。

(3) 特別支援学校

- 所属校の障害種別に対応する二種免許状保有率向上に優先的に取り組んだ結果、その保有率は向上したが、目標値には達していない。

表 4 特別支援学校教諭免許状保有状況（各年度5月1日現在）

区分 \ 年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30
(目標値)	-	-	-	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)	(80.0%)
小・中学校 通級による指導	63.9%	70.3%	71.1%	71.1%	69.0%	71.4%	71.2%	64.5%	67.1%	67.9%
(目標値)	-	-	-	(40.0%)	(42.0%)	(44.0%)	(46.0%)	(48.0%)	(50.0%)	(60.0%)
[全国平均]	[31.6%]	[31.3%]	[31.0%]	[30.9%]	[30.5%]	[30.5%]	[30.7%]	[30.9%]	[30.7%]	[30.8%]
小・中学校 特別支援学級	29.5%	30.6%	32.0%	29.9%	30.1%	33.2%	32.5%	30.3%	31.9%	32.3%
(目標値)	-	-	-	(84.0%)	(85.5%)	(87.0%)	(88.0%)	(89.0%)	(90.0%)	(100%)
[全国平均]	[69.5%]	[70.0%]	[70.3%]	[71.1%]	[71.5%]	[72.7%]	[74.3%]	[75.8%]	[77.7%]	[79.8%]
県立特別支援学校 (所属校の障害種別の免許状)	75.5%	74.6%	75.8%	74.3%	76.0%	79.2%	80.0%	80.2%	80.7%	81.0%

※ 広島市を除く。(本務者のみ)

※ 全国平均は、臨時的任用者を含む。

【今後の取組】

(1) 通常の学級

- 教科等の一斉指導における特別支援教育の考え方を生かした分かりやすい授業づくりや集団づくり等の研修を実施し、通常の学級における指導の充実を図る。

(2) 特別支援学級及び通級による指導

- 発達障害のある生徒等の増加に伴い、特別支援学級に在籍する児童生徒及び通級による指導を受けている児童生徒が増加していることから、特別支援学級については教育課程や教科指導、学級経営等、通級による指導については自立活動の内容や校内連携の在り方等、それぞれの学びの場に応じた研修を行う。
- 研修等の実施により、地域の中核となる教員の育成に引き続き取り組む。
- 特別支援学級担任及び通級による指導担当者を対象とした認定講習を実施し、免許状の取得を促進する。また、教育事務所・市町教育委員会と連携し、認定講習受講を促進する。

(3) 特別支援学校

- 採用後3年以内の単位修得及び在職年数要件（3年）を満たした時点での免許状の取得を引き続き促進するとともに、人事異動にも対応できるよう、複数障害種の免許状の取得を促進する。
- 継続して実施している認定講習の定員の拡大や単独で認定講習を実施している広島大学等と連携して認定講習の受講機会を増やすことにより、より多くの教員が早期に免許状を取得できるための取組を進める。
- 教員長期研修の派遣を継続して行うなどして教員の専門性の向上を図る。

(※14) 平成27年12月21日の中央教育審議会答申において、「『当分の間特別支援学校教諭免許状を所持しなくても特別支援学校の教員となることができるとされている』教育職員免許法附則第16項の廃止も見据え、平成32年度までの間に、おおむね全ての特別支援学校の教員が免許状を所持することを目指す」とされています。

指標

表5 免許状保有率の数値目標（各年度5月1日現在）

区分	種別	H30	R10
小・中学校 通級による指導	障害種別の区分なし	67.9%	100%
小・中学校 特別支援学級		32.3%	60%
特別支援学校	所属校の障害種別の免許状	81.0%	100%

※ 広島市を除く。（本務者のみ）

3 特別支援学校における教育の充実

(1) 障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実等

【推進方針】

生徒等一人一人の障害の特性等に応じた指導上の配慮の充実を図ります。特に、職業的自立を促進する取組、ICTの活用等の充実を図ります。また、生涯学習への意欲を高めるとともに、重複障害のある生徒等や医療的ケア（※15）の必要な生徒等に対するきめ細かい指導の充実を図ります。さらに、全ての特別支援学校がセンター的機能（※16）を発揮するなど教育相談体制の充実を図ります。

ア 特別支援学校の授業の充実

【現状】

- 広島県では、平成26年に「広島版『学びの変革』アクション・プラン」を策定した。アクション・プランでは、これまでの「知識ベースの学び」に加え、「これからの社会で活躍するために必要な資質・能力の育成を目指した主体的な学び」を促す教育活動を推進している。
- 県立特別支援学校では、「主体的な学び」を促す教育活動として、自ら課題を見付け、課題解決に向けて探究的な活動をしていく「課題発見・解決学習」を行い、その取組をホームページに掲載している。また、毎年、公開授業研究会を実施し、各校の取組を公開している。

【課題】

- 生徒等一人一人の障害の状態、発達段階及び教育的ニーズに応じた専門的な指導の充実を図る必要がある。

【今後の取組】

- 主体的・対話的で深い学びの実現に向けたカリキュラム・マネジメントを推進する。
- 授業研究のより一層の充実を図り、生徒等一人一人の教育的ニーズに応じた指導内容や指導方法、障害の特性等に応じた指導上の配慮及び評価の在り方の工夫・改善を行う。

イ 職業的自立を促進する取組

【現状】

- 高等部普通科職業コース（※17）の設置，職業教育の充実により，高等部卒業者の就職率は目標（40パーセント）を達成している。
- 特別支援学校に配置するジョブサポートティーチャー（※18）を増員し，就職指導の充実を図っている。また，本県独自の特別支援学校技能検定の実施を通じて，生徒の就職意欲を高めるとともに，働く態度の育成や技能の習得を図っている。
- 平成27年3月に県内特別支援学校高等部を卒業した者の3年以内離職率は20.1パーセントであり，県内高等学校卒業者の3年以内離職率（36.0パーセント）に比べ低い状況にある。
- 新学習指導要領においては，生涯学習への意欲を高めること，生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ，豊かな生活を営むことができるよう配慮することが示されている。

表6 特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率の推移

卒業年月	就職率(%)			全国順位(位)	
	全国平均(%)	広島県			
		就労継続支援A型			
		含む	含まない		
H18.3	22.7	9.8		47位	※全国最下位
H19.3	23.1	14.8		42位	
H20.3	24.3	19.9		29位	
H21.3	23.7	22.0		22位	
H22.3	23.6	24.2		20位	※全国平均を上回る
H23.3	24.3	25.0		23位	
H24.3	25.0	24.3		18位	
H25.3	27.7	26.0		28位	
H26.3	28.4	33.0		15位	※目標値の30%を超える
H27.3	28.8	39.8	28.1	26位	
H28.3	29.4	42.4	31.2	14位	※40%を上回る
H29.3	30.1	38.4	28.9	29位	
H30.3	31.2	41.1	35.0	9位	

※ 特別支援高等部（本科）卒業者のうち，企業等に就職した割合を示す。

表7 特別支援学校高等部（本科）卒業者の離職率（各年度5月1日現在）

卒業 年月	就職者数		離職者数（人）				離職率（％）			
			1年目	2年目	3年目	計	1年目	2年目	3年目	計
H22. 3	全体	70	7	2	1	10	10.0	2.9	1.4	14.3
	知的	63	7	2	1	10	11.1	3.2	1.6	15.9
H23. 3	全体	67	4	3	2	9	6.0	4.5	3.0	13.4
	知的	62	4	3	2	9	6.5	4.8	3.2	14.5
H24. 3	全体	82	13	2	2	17	15.9	2.4	2.4	20.7
	知的	76	13	1	2	16	17.1	1.3	2.6	21.1
H25. 3	全体	101	6	5	2	13	5.9	5.0	2.0	12.9
	知的	91	6	2	2	10	6.6	2.2	2.2	11.0
H26. 3	全体	108	8	11	6	25	7.4	10.2	5.6	23.1
	知的	103	8	8	6	22	7.8	7.8	5.8	21.4
H27. 3	全体	159	17	7	8	32	10.7	4.4	5.0	20.1
	知的	153	16	7	8	31	10.5	4.6	5.2	20.3
H28. 3	全体	182	16	15	—	31	8.8	8.2	—	17.0
	知的	164	11	13	—	24	6.7	7.9	—	14.6
H29. 3	全体	153	12	—	—	12	7.8	—	—	7.8
	知的	141	11	—	—	11	7.8	—	—	7.8

※ 就職した者のうち、卒業後1～3年の間に離職した数、割合を示す。
 広島市立広島特別支援学校を含む。

【課題】

- 高等部卒業者の就職率は目標を達成したが、就職希望者は増加しており、新規企業・業種の開拓、企業ニーズに応えるため、職業教育の充実を継続する必要がある。

【今後の取組】

- 引き続き、幼稚部又は小学部から高等部に至るまで一貫した指導の充実を図り、職業的自立を促進する。特に、高等部において、今後、経済団体等との連携強化に努め、キャリア発達を促す職業教育の充実を図るとともに、技能検定の実施、ジョブサポートティーチャーの効果的な活用や企業との連携、就職サポート隊ひろしま（※19）登録企業の増加に向けた啓発を行う。
- 働き続ける力を身に付けさせるため、特別支援学校技能検定の1級取得に粘り強く取り組む姿勢や失敗してもあきらめずチャレンジする力の育成を図る。
- 生徒等の生涯学習への意欲の向上や、生徒等が生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しむことにつながる教員研修を行う。

ウ ICTの活用

【現状】

- 新学習指導要領の障害の特性等に応じた指導上の配慮では、主体的・対話的で深い学びの実現に向け、ICTを効果的に活用するよう示されている。
- 全ての県立特別支援学校にタブレット型端末を整備し、授業での効果的な活用の促進を図っている。

【課題】

- 全国に比べ、ICT活用に係る環境整備が不十分であり、また、ICTを活用して指導できる教員の割合が低い状況がある。
- 生徒等一人一人の発達段階や障害の特性、教育的ニーズに応じた授業を行っていくため、教員のICTの活用能力を高める取組が必要である。

表8 ICT環境の整備状況

		特別支援学校	
		H30.3	
教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 ※	本県	4.3人/台 (43位)	
	全国平均	2.7人/台	
普通教室の無線LAN整備率	本県	17.2% (35位)	
	全国平均	36.2%	
1学校当たりの電子黒板の整備率	本県	14.7% (5位)	
	全国平均	7.5%	
超高速インターネット接続率(30Mbps以上)	本県	100% (1位)	
	全国平均	94.1%	

※ 教育用コンピュータとは、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ（タブレット型端末含む）を指す。

表9 ICT活用に係る指導力

		特別支援学校	
		H29.3	H30.3
教材研究、指導の準備・評価などにICTを活用する能力	本県	80.4% (32位)	81.4% (35位)
	全国平均	82.4%	83.2%
授業中にICTを活用して指導する能力	本県	71.6% (30位)	72.8% (30位)
	全国平均	73.6%	75.0%
児童生徒のICT活用を指導する能力	本県	54.9% (36位)	53.0% (39位)
	全国平均	60.8%	61.1%

※ 指導力に係る指標は、アンケート調査で「わりにはできる」「ややできる」と回答した教員の割合である。

【今後の取組】

- ICTを活用した指導事例を収集・普及すること等により授業におけるICT活用の促進を図る。
- 特別支援学校高等部においては、生徒に対し、タブレット型端末などのICTを一人1台使える環境の整備を図る。
- タブレット型端末などのICTの活用に係る教員の指導力を高める。

エ 医療的ケア

【現状】

- 医療の進歩に伴い、極低出生体重児や重度な先天性の疾患のある生徒等が増加している。そのことに伴い、複数の医療的ケアや呼吸管理等の高度な医療的ケアを必要とする生徒等が増加している。
- 日常的に医療的ケアを必要とする生徒等が在籍する特別支援学校に看護師を配置し、安全かつ適正な医療的ケアの実施体制の整備を図っている。

表 10 特別支援学校における医療的ケアを必要とする生徒等の数と看護師の数
(各年度5月1日現在)

年度	医療的ケアを必要とする生徒等				看護師
	咽頭前の吸引	咽頭奥の吸引	気管孔ケア	酸素療法	
H27 (対象者数 98 名)	70	51	23	7	24
H30 (対象者数 99 名)	60	56	28	11	32

※ 県立特別支援学校に通う通学生を対象とする。

表 11 小・中学校等における医療的ケアを必要とする児童生徒の数と看護師の数
(各年度5月1日現在)

年度	医療的ケアを必要とする生徒等					看護師
	校種	学校数	児童生徒数	市町(人数)		
				市	町	
H27	小学校	8	9	4 (6)	3 (3)	2
	中学校	2	2	1 (1)	1 (1)	1
H30	小学校	14	17	7 (16)	1 (1)	12
	中学校	3	3	1 (1)	2 (2)	1

【課題】

- 先天性の疾患のある生徒等では、運動障害や知的障害の他に内部障害や感覚障害を有することがあり、生徒等一人一人の教育と安全の両面に渡る環境整備と専門性の向上が必要である。
- 生徒等の障害の多様化に伴い、学校での医療的ケアの実施の可否や対応方法について、専門的な判断を必要とする事例が増加している。
- 医療的ケアの種類や頻度のみに着目するのではなく、基礎疾患や治療歴、病態（障害や病気の状態）の変化を踏まえた教育と医療的ケアを実施することが求められている。
- 幼・保・こ・小・中・高等学校等にも医療的ケアが必要な生徒等が増えてきている。

【今後の取組】

- 生徒等一人一人の疾病や障害並びに治療やケアを的確に把握し、一人一人の教育的ニーズに応じた指導を行うため、生徒等及び保護者を中心にして病態（障害や病気の状態）を悪化させない教育と看護の連携・協働を進める。
- 呼吸管理等の高度な医療的ケアに対して、安全に教育活動ができるように組織的に対応できる体制を整備するとともに、病態の悪化により医療的ケアが必要になることや高度な医療的ケアへの移行を予防する観点を共有して取り組む。
- 重複障害のある生徒等とともに、医療的ケアが必要な生徒等への指導を充実させるため、医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等の専門家との連携を一層密にする。
- 医療的ケア実施体制を強化し、看護師を適正に配置するとともに、医療情報を生かすための研修を行う。
- 教育委員会及び特別支援学校の取組の成果を、幼・保・こ・小・中・高等学校等に普及・啓発し、生徒等一人一人の教育的ニーズに対応し、支援する医療的ケアの実施を促す。

オ センターの機能の充実

【現状】

- 特別支援学校への幼・保・こ・小・中・高等学校等からの支援要請が増加している。特に、高等学校等における通級による指導が実施可能となった平成 30 年度からは、高等学校等からの支援要請が増加している。
- 教員の専門性や施設・設備を生かした地域の特別支援教育に関するセンター的機能を果たすよう、研修を実施している。

表 12 センターの機能調査集計結果

年度	幼・小・中・高等学校等の 教員等への支援 (支援人数)	生徒等、保護者を 対象とした相談 (支援人数)	幼・小・中・高等学校等の 教員等に対する研修協力 (研修参加人数)
H20	1,887	430	3,507
H21	1,876	488	3,544
H22	2,171	637	3,444
H23	1,931	616	4,220
H24	2,864	1,822	5,179
H25	3,471	2,270	5,437
H26	3,580	2,187	6,619
H27	4,051	1,693	6,404
H28	4,313	2,061	5,371
H29	4,250	2,190	6,464
H30	3,987	2,168	5,087

※ 集計は、県立特別支援学校のみ。

【課題】

- 障害のある生徒等の保護者からの教育相談や保育所・幼稚園、小・中学校等及び高等学校等からの支援要請が増加、多様化しており、指導方法・支援方法についての情報発信を含め、特別支援学校のセンター的機能を更に充実させる必要がある。

【今後の取組】

- 特別支援学校の専任の教育相談主任の拡充や活用体制の整備により、センター的機能の更なる充実を図るとともに、教育センターや広島大学と連携し、教育相談主任や特別支援教育コーディネーターへの専門性向上のための研修を充実する。

-
- (※15) 認定特定行為業務従事者の資格を持つ教員が看護師の指導監督の下に実施できる特定行為（口腔内の吸引と栄養剤の注入）と、看護師が実施する特定行為以外の医行為（導尿、酸素投与、インシュリン注射等）があり、本県では近年、看護師でなければ対応できないような高度な医療的ケアのニーズが増えています。
- (※16) 特別支援学校には、生徒等、保護者、幼・小・中・高等学校等の教員等に対して教育相談を行うなど、各特別支援学校の教員の専門性や施設・設備等を生かした地域における特別支援教育に関する相談のセンターとしての役割を果たすことが求められています。特別支援学校に期待されるセンター的機能の例としては、次のようなものがあります。
- （以下、平成 17 年 12 月 18 日中央教育審議会答申「特別支援教育を推進するための制度の在り方について」より抜粋）
- ・ 小・中学校等の教員への支援機能
 - ・ 特別支援教育等に関する相談・情報提供機能
 - ・ 障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能
 - ・ 福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能
 - ・ 小・中学校等の教員に対する研修協力機能
 - ・ 障害のある幼児児童生徒への施設設備等の提供機能
- (※17) 知的障害のある高等部生徒の職業的自立の促進のため、平成 21 年度に県立特別支援学校 2 校の高等部普通科に設置しました。令和元年度現在、市立特別支援学校を含め県内 3 校に設置されています。軽度の知的障害のある生徒に、職業教育に重点を置いた教育課程を編成し、職業生活に必要な意欲、基礎的な知識や技能、実践的な態度の育成に努め、県内特別支援学校の牽引的な役割を果たしています。
- (※18) 特別支援学校における職業的自立を促進する指導の充実を図るため、生徒への面接指導、生徒の実態把握に基づく企業開拓、ハローワーク等の関係機関との連携、校内研修会等の講師などの業務を専任で行う者をいいます。
- (※19) 企業への就職を目指す特別支援学校高等部生徒の働く力の育成及び就労促進を図るため、企業との連携・協力による職業教育の充実を進めるための制度です。企業のサポート内容として、職場実習等への協力のほか、学校の授業や校内の作業学習への助言・指導、企業参観日等の特別支援学校の行事への参加などがあります。

(2) 県立特別支援学校の再編整備

【推進方針】

知的障害のある児童生徒の増加に対応した適切な学習環境の整備を図るとともに、今後の特別支援教育の在り方について検討し、職業教育の充実を始めとする特別支援学校における教育の一層の充実を図ります。

【現状】

- 平成 20 年度に 1,528 名であった県立特別支援学校在籍者は、令和元年度は 2,228 名となり、この 11 年間で 1.46 倍となっている。特に、知的障害者を対象とする県立特別支援学校の在籍者の増加が著しく、平成 20 年度に 1,093 名であった在籍者は、令和元年度は 1,807 名となっている。
- 特別支援学校在籍者数の増加に伴い、複数の障害種別に対応した学校へ再編を行うとともに、関係学校の就学区域の変更を行った。また、知的障害者を対象とする特別支援学校を県立高等学校跡地へ移転・開校した。

【課題】

- 在籍者数が増加している知的障害者を対象とする特別支援学校においては、教室不足が生じており、特別教室を転用したり、普通教室を分割したりして対応をしている。

【今後の取組】

- 知的障害のある児童生徒を対象とした特別支援学校の在籍者数が年々増加していることから、在籍者数の推移、学校施設の状況等を踏まえ、知的障害のある児童生徒の教育的ニーズに対応するため、適切な学習環境の整備を図る。
- 高等部普通科職業コースにおける、これまでの成果等を踏まえ、職業教育の一層の充実を図るため、職業コースの拡充や施設・設備の整備等、今後の特別支援学校の在り方について、他県の取組事例も参考にしながら検討を進める。
- 知的障害のみならず、全ての障害種別の特別支援学校の就学区域、通学方法、寄宿舎の在り方等を含め、将来推計に基づいた再編整備計画を検討する。

表 13 特別支援学校高等部（本科）卒業者の就職率等

		卒業年月	
		H30 (H31.3卒)	R10 (R11.3卒)
就職希望者のうち、就職した者の割合		100.0%	100.0%
就職希望者のうち、卒業までに 技能検定1級を取得した者の割合		82.6%	100.0%
全ての卒業者のうち 就職した者の割合	全国順位	未発表	1位

表 14 ICT環境の整備状況

		特別支援学校	
		H29	R10
教育用コンピュータ 1台当たりの児童生徒数 ※	本県	4.3人/台 (43位)	1人/台
	全国平均	2.7人/台	
普通教室の無線LAN整備率	本県	17.2% (35位)	100%
	全国平均	36.2%	

※ 教育用コンピュータとは、指導者用コンピュータ、学習者用コンピュータ（タブレット型端末含む）を指す。

表 15 ICT活用に係る指導力

		特別支援学校	
		H29	R10
教材研究、指導の準備・評価などにICT を活用する能力	本県	81.4% (35位)	100%
	全国平均	83.2%	
授業中にICTを活用して指導する能力	本県	72.8% (30位)	100%
	全国平均	75.0%	
児童生徒のICT活用を指導する能力	本県	53.0% (39位)	100%
	全国平均	61.1%	